

## 栃木県行政改革推進委員会専門部会の設置について（案）

令和元（2019）年7月11日 経営管理部行政改革推進室

### 1 テーマ（部会名）

内部統制制度等専門部会

### 2 構成員

各委員の意向を伺った上で会長が指名

### 3 スケジュール等

時 期	会 議 名	内 容
7月11日	第1回行政改革推進委員会	内部統制制度の概要説明
8月下旬	第1回専門部会	内部統制の評価、リスク項目等に関する意見聴取
10月上旬	第2回専門部会	「内部統制に関する方針」の策定に関する意見聴取
12月中旬	第3回専門部会	「内部統制に関する方針（案）」に関する意見聴取
1月下旬	「内部統制に関する方針」策定	
2月上旬	第2回行政改革推進委員会	「内部統制に関する方針」の概要説明等

#### 【参考】栃木県行政改革推進要綱（抄）

第6条 委員会に、専門的な検討等を行う必要がある場合に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、会務を掌理する。
- 5 部会長は、必要に応じ、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求めることができる。